

令和3年第3回北海道議会定例会 予算特別委員会〔経済部審査〕 開催状況

開催年月日 令和3年10月5日  
 質問者 日本共産党 菊地 葉子 委員  
 答弁者 経済部長、環境・エネルギー局長、  
 環境・エネルギー課長、  
 エネルギー政策担当課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>三 特定放射性廃棄物最終処分場について</b>  <b>(一) 対話の場について</b>                      (菊地委員)                      対話の場についての認識をまず伺います。</p> <p><b>(二) 対話の場開催状況について</b>                      (菊地委員)                      そうは言いましてもですね、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言発令の影響もあり、3回ずつしか開催されていませんし、寿都町では3回目の対話の場への参加は20人中11人といいます。不十分な運営体制のままで対話を事実上の「アライブづくり」の場として、進めることは許されないと考えますが、いかがか伺います。</p> <p><b>(三) 対話の場への道のオブザーバー参加について</b>                      (菊地委員)                      この対話の場に神恵内村は2回目、寿都町は3回目から道庁がオブザーバー参加をしています。どういう立場で何を目的に参加しているのか、これまでの参加で何か発言したのか伺います。</p> <p><b>(四) 文献調査交付金について</b>                      (菊地委員)                      文献調査の交付金についてですが、隣接自治体に寿都町、神恵内村の文献調査に応じた年10億円の交付金ですね、配分することにしましたが、対応が分かれています。交付金を受け取らず反対の意思表示を貫く自治体もありますが、道も同じ立場だと考えます。この受け取ることを決めた自治体の交付金の申請は道が事務手続きを行うといいますが、そうした行為は道の姿勢に反することにならないか伺います。</p>	<p>(エネルギー政策担当課長)                      「対話の場」についてでございますが、「対話の場」は、地層処分事業などの賛否に関わりなく、地域住民の皆様が議論する場として開催されておりますが、道といたしましては、最終処分は重要な課題であり、そのあり方につきましては、幅広い関係者の間で、客観的な根拠に基づく冷静な議論が行われていくことが必要と考えており、「対話の場」がこうした議論に資することを期待しているところでございます。</p> <p>(エネルギー政策担当課長)                      「対話の場」の運営についてでございますが、道では、「対話の場」は、地域住民の皆様が自由に議論する場であり、その運営方法につきましても、委員の皆様のご議論により決められてきたものと承知をしております。                      また、今後の「対話の場」の開催につきましては、新型コロナウイルス感染症を含め、それぞれの町・村での状況を踏まえ、具体的な検討がなされているものと承知をしております。</p> <p>(エネルギー政策担当課長)                      「対話の場」への道の参加についてでございますが、道では、文献調査の対象となった地域の皆様、最終処分や今回の文献調査に関し、どのようなお考えやご意見をお持ちであるか、直接伺いする必要があると考え、両町村の「対話の場」の会則に基づき、委員の皆様からのご了解を得て、オブザーバーとして参加をしております。                      なお、これまで開催された「対話の場」では、道として特段の発言は行っておりませんが、今後、委員の皆様から求めがあれば、必要な説明などを行っていき考えでございます。</p> <p>(環境・エネルギー課長)                      文献調査に係る交付金についてであります。電源立地地域対策交付金に関し、国が示す基本的な交付スキームでは、施設等の立地市町村に対しては国から直接交付され、周辺市町村に対しては都道府県から間接交付することとなっております。                      道では、電源立地地域対策交付金について、市町村の事務負担の軽減が図られるよう、交付対象となる周辺市町村に係る国への交付申請や対象市町村への交付に必要な事務を行っており、このたびの交付金についても同様に対応する考えであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(五) 地域民主主義について</b> (菊地委員) 対話の場が非公開であるなど、民主主義のあり方が問われていると思いますが、いま両町村とも住民の分断がもたらされていると考えています。道はこうした状況をどのように認識し、どのように解決されるべきと考えるのか伺います。</p> <p><b>(六) 道の役割について</b> (菊地委員) 周辺自治体は危険な「核ゴミ処分場」調査を巡っての寿都町やNUMOの非民主的な進め方に対して処分場建設反対の意思表示を示す「核抜き条例」を制定し、自治権を行使し国にしっかりともの申す姿勢を示しています。最終処分場問題は1市町村、地方自治体の問題ではありません。この一年間、知事は両町村長や周辺自治体とどのように意見交換をしてきたのか伺うとともに、核抜き条例を持ち広域行政をつかさどる道として周辺自治体の思いを受け止め両町村に処分場誘致は容認できないとはっきりと表明すべきではありませんか、伺います。</p> <p>(菊地委員) 経産大臣との文書回答以降ですね、知事の行動についても伺いたいと思いますので、この件についてもお取りはからいをお願いします。</p>	<p>(環境・エネルギー局長) 寿都町における文献調査についてでございますが、道としては、「対話の場」の運営につきましては、その公開方法も含め、委員の皆様の議論により決定されてきたものと承知をしております。 また、道では、文献調査について、これまでも町に対し、住民の皆様や関係団体の方々への丁寧な説明をお願いをしてきたところでございまして、引き続き、活発かつ十分に議論を尽くしていただきたいと考えております。</p> <p>(経済部長) 道の役割についてであります。道では、これまで、知事自身が両町村長に直接お会いし、条例の遵守と慎重な対応につきましてお願いをしてきたほか、さまざまな職員の職員が、両町村や近隣町村の町村長や職員と、文献調査に限らず、情報交換や意見交換などを行ってきたところでございます。 道といたしましては、引き続き、両町村に対しまして、文献調査の終了後、仮に概要調査に移行しようとする場合には、条例の趣旨を踏まえ、現時点では反対の意見を述べる考えであること、条例を遵守していただきたいことなどにつきまして、さまざまなレベルで対話を重ねてまいります。</p>